

秋田市告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年1月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 プロフェ クト・バラ ンス	訪問介護サ ービス太陽	秋田市高陽青柳 町9番20号	令和4年12月1日	訪問介護